

島原市有明の森フラワー公園物産館出品者募集要項

1. 募集の目的

「島原市有明の森フラワー公園物産館（本館）」（以下「物産館」という）の開館にあたって、地元特産品の紹介と販売を促進するため、地元特産品を出品いただける方を募集します。

2. 施設の概要

- (1) 所在地：島原市有明町湯江乙2524番地607
- (2) 名称：島原市有明の森フラワー公園物産館（本館）
- (3) 販売時間：9時30分から16時30分まで
(フラワー公園の開館時間は9時から17時)
- (4) 休館日：12月29日から1月3日まで

3. 出品要領

- (1) 出品を希望される方は、本募集要項を確認のうえお申込みいただき、申込内容を確認のうえ出品者及び出品商品を決定します。
※出品者及び出品商品の決定後、島原市有明の森フラワー公園使用許可申請書を提出いただきます。
- (2) 出品商品の陳列場所は、市が指定した箇所とします。
- (3) 出品商品の陳列方法は、市と出品者が協議のうえ決定します。
- (4) 市が販売を行い、売上代金から有明の森フラワー公園（物産館）使用料等を差引いた金額を出品者にお支払いします。市は、出品商品の仕入れや買取りはしません。
- (5) 出品商品の品質管理（賞味期限等）、品質表示（法律で定める表示）等については、出品者の責任において適切な対応を行うこととします。また、製造物責任法（PL法）に対する対応は、出品者の責任において保険加入等の対応を行うこととします。
- (6) 市から出品にあたり必要な書類を求められた場合は、指示に従って提出いただきます。
- (7) 出品商品は、ビニール袋、パック、ラップ等に入れて、保存性を高め適正な包装を行い出品ください。

4. 出品者の要件

- (1) 市内に本社・本店若しくは支社・支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- (2) 商品の出品にあたっては、「5.出品商品の要件」を満たすこと。
- (3) 物産館への出品商品の搬出入及び陳列が自らできること。
- (4) 出品商品の搬出入及び陳列について、市の求めに応じられること。

※以下に該当する場合においては、出品を許可しないものとします。

- ① 役員等（出品者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、出品者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本募集要項において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5. 出品商品の要件

- (1) 次の項目を満たす商品であること。
 - ① 自ら生産、採取、加工又は製造をしている地元特産品であること。
本募集要項での地元特産品とは、「4. 出品者の要件」に該当するものが、生産、採取、加工又は製造された商品とします。
 - ② 食品衛生法、食品表示法その他関係法令の内容に適合しているもの。

6. 販売価格の設定

- (1) 販売価格は、出品者が設定するものとします。
- (2) 販売価格が、市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出品者に対して価格の確認を行うことがあります。
- (3) 消費税の取扱いは、内税方式とします。

7. 売上代金等の決済方法

- (1) 売上代金のうち20%分を、有明の森フラワー公園（物産館）使用料として売上代金から徴収します。
- (2) 出品者への売上代金の支払いは、原則出品者が指定する金融機関への振込みとし、振込み時の振込手数料が発生する場合は、出品者の負担とします。
- (3) バーコードラベル代は、出品者の負担とします。
- (4) 売上代金から、有明の森フラワー公園（物産館）使用料、振込手数料及びバーコードラベル代を差引いた金額を、月末締めにて、翌月末までに出品者の指定する口座に振込みます。（振込手数料等が売上代金から徴収ができない場合は、別途現金での徴収を行う場合があります。）

8. 出品商品の搬出入等の取扱い

- (1) 搬出入時間：8時30分から9時30分及び16時30分から17時まで
- (2) 追加補充：9時30分から16時30分（随時）まで
- (3) 来館者の買い物等の行動を妨げないよう配慮をお願いします。
- (4) 市が指定した場所に出品者が商品を陳列していただきます。市の指示なしに他の商品の移動やその上に載せる等の行為は禁止します。
- (5) 商品には、物産館設置のラベル発行機で発行したバーコードラベル及び食品表示法に定める表示を貼付してください。
(バーコードラベル代は出品者に負担していただきます。)
- (6) 賞味期限切れや傷みなどにより商品の販売を継続できない（販売に適さない）と認められる場合は、原則出品者によって責任をもって随時引取っていただきます。状況によっては、市の判断で商品をバックヤードに引下げ、翌営業日中に出品者にて搬出されないものは処分する場合があります。当該商品の処分料が発生した場合は出品者に負担していただく場合があります。
- (7) 出品数が多い場合や同一品が多数の場合、売り場スペースの都合上やむを得ず納入を制限することがあります。

9. その他

- (1) 出品商品の管理については、善良な管理者の注意をもって市が行いますが、万一、出品商品の盗難や天災等により損害が生じた場合、市は一切の責任を負いません。
- (2) 購入者からのクレームについては、出品者が責任をもって対処することとし、損害の賠償等について出品者が責任を負うものとする。
ただし、市が必要と判断した場合には、クレームの対応等を行う場合がある。
- (3) 出品者が本募集要項及び関係法令等に違反している又は虚偽の申請を行ったものと認められる場合は、市が改善勧告を行い、又は出品の取消しを行います。

- (4) 物産館の運営においては、積極的にご協力をお願いします。
- (5) 本要項に記載のない事項及び疑義等については、本市と出品者の協議により決定することとします。

10. 申込方法

(1) 申込受付期間

令和5年11月6日(月)から随時募集(出品者多数の場合、応募を締め切らせていただく場合があります)

(2) 申込方法

出品を希望する方は、以下の書類を下記申込先あてに郵送、メール、FAX又は持参により提出してください。

※メール及びファックスで提出する場合は、到着確認のため電話での連絡をお願いします。

①出品申込書(様式第1号)

②出品商品明細書(様式第2号)

③加工食品の場合、食品表示(名称、原材料名、内容量等)が明記された商品の写真

※提出いただいた書類等は返却しません。

申込先及び問合せ先

島原市上の町537番地

島原市商工観光部商工振興課

TEL : 0957-62-8111

FAX : 0957-62-8100

メール : shoko@city.shimabara.lg.jp